

○駒ヶ根市空き家バンク実施要綱

平成28年3月1日告示第14号

改正

令和5年3月22日告示第38号

駒ヶ根市空き家バンク実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市における空き家の有効活用を通して移住及び定住を促進することにより地域活性化を図るため、空き家バンクの実施に
関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家 市内に存在する現に居住者がいない住宅（アパート又は賃貸マンションを除く。）であって居住可能なもの（改修により居住が可
能となるものを含む。）及びその敷地をいう。
- （2）所有者等 空き家に係る所有権その他権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （3）空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空き家
の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して提供する仕組みをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家バンクに空き家を登録し、売却又は賃貸を行おうとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登
録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、その内容等を確認し、適当であると認めたときは、空き家バンク登録台帳
（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクへの登録が適当と認めるものの所有者等に対して空き家バンクへの登
録を勧めることができる。

（空き家情報の公表）

第5条 市長は、前条により登録したときは、市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家に関する情報を公表するものとする。

（登録変更届）

第6条 第4条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき、又は登録を完了
した空き家（以下「登録物件」という。）の所有権その他の権利に異動があったときは、速やかにその変更内容を空き家バンク登録変更届出書
（様式第4号）に、当該変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、空き家バンク登録抹消届出書（様式第5号）の提出があったとき、又は登録物件の所有権その他の権利の異動により登録抹消
の必要があるときは、その登録を抹消するとともに、空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により登録者に通知するものとする。

（利用申込み等）

第8条 利用希望者は、空き家バンク利用申込書（様式第7号）により市長に申込みを行うものとする。

2 利用希望者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていなければならない。

- （1）空き家に定住して、本市の自然環境、生活文化等に親しみ、地域活動等を通じて地域住民と協調して生活することができること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団
員であると認められる者は、所有者等又は利用希望者として申込みすることができない。

4 市長は、第1項の申込みを審査し、適切と認めたときは、次に掲げる者に利用希望者の情報を提供するものとする。

- （1）当該空き家バンクの登録者
- （2）空き家バンクに係る媒介等の業務について市との間で協定を締結した者

5 前項の規定により情報提供を受けた登録者又は空き家バンクに係る媒介等の業務について市との間で協定書を締結した者は、申込みを行っ
た利用希望者に対し、遅滞なく交渉の可否の回答を行い、市長にその内容を報告するものとする。

（交渉及び契約）

第9条 市長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買並びに賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとす
る。

（個人情報の取扱い）

第10条 登録者及び利用希望者は、空き家バンクから取得する個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守しなければなら
ない。

- （1）空き家バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、
加工又は利用をしないこと。
- （2）個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

(申込先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

住所

氏名

印

空き家バンク登録申込書

このことについて、駒ヶ根市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

なお、登録物件の所有確認のため、固定資産課税台帳を閲覧することに同意します。

- 1 契約交渉については、次のとおりです。
契約交渉に関わる全てについて、〇〇へ媒介を依頼します。
併せて、〇〇へ情報の提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

- 注 (1) 市は、情報の紹介、必要な連絡調整等を行いますが、空き家の所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。
- (2) 〇〇が行う媒介については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条の規定に基づく報酬が必要となります。
- (3) 市は、媒介及び契約に関するトラブルには一切関与しません。
- (4) 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の趣旨に基づき、この申込みにより収集した個人情報は、本事業の目的以外のために利用しません。

様式第2号（第4条関係）

（表面）

駒ヶ根市空き家バンク登録カード			登録番号		※太枠内の該当する□欄、（ ）欄にチェック又は数字等をご記入ください。				
希望する種別	☐ 売却	希望価格	万円		☐ 賃貸	希望賃貸料	円／月		
物件所在地	駒ヶ根市番地			利用希望	☐ 住宅 ☐ その他可				
所有者 管理者	〒	住 所							
	氏 名				電話番号				
	携 帯				F A X				
	Eメール								
その他 連絡先	〒	住 所							
	氏 名				電話番号				
地域地区 ※1	☐ 都市計画区域（内・外） ☐ 用途地域（地城） ☐ 指定なし								
土地面積	㎡		建物の 床面積	1階	㎡		2階	㎡	
	（坪）				（坪）			（坪）	
建築年	昭和・平成（築）年		増改築年	昭和・平成 年		構造 階数			
建物の 現 況	☐ 空き家（昭和・平成 年頃から） ☐ その他（ ）								
間取り	1階	☐ 居間（ ）畳 ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ その他（ ）							
		☐ 洋室（ ） ☐ 和室（ ）							
	2階	☐ 居間（ ）畳 ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ その他（ ）							
		☐ 洋室（ ） ☐ 和室（ ）							
設備の 状 況	電気	☐ 引込み済み ☐ その他（ ）			ガス	☐ プロパン ☐ その他（ ）			
	水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他（ ）			下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽			
	トイレ	☐ 水洗 ☐ 簡易水洗 ☐ その他（ ）			風呂	☐ 灯油 ☐ ガス ☐ 電気（貯湯式）			
	駐車場	☐ 屋根あり ☐ 屋根なし／ 台分			庭	☐ 有（坪程度） ☐ 無			
	物置	☐ あり ☐ なし			ベット	☐ 室内飼育可 ☐ 屋外飼育可 ☐ 不可			
改修の 必 要	☐ 改修不要 ☐ 多少の改修が必要 ☐ 大幅な改修が必要 ☐ 改修不可								
改 修 の 費用負担	☐ 所有者の負担 ☐ 入居者の負担 ☐ その他（ ）								
駅からの 距離等※1	（ ）駅から約（ ）km 通学区域（ ）								
特記事項 ※2									

※1：「地域地区」及び「駅からの距離等」欄につきましては、市で記入します。
※2：売買物件において、抵当権が設定されている場合や相続登記が必要な場合は、特記事項欄へ記載してください。
その他、特に記載すべき事項やアピールしたい事項がある場合も、特記事項欄へ記載してください。

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	登録（更新）日	年 月 日
登録期限日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日	成約日	年 月 日
媒介業者	（業者名）（代表者名）				
	（住 所）（電 話）				

(裏面)

駒ヶ根市空き家バンク登録カード

登録番号

間取り	【1階】		【2階】	
外観、内観の写真				

年 月 日

様

駒ヶ根市長

印

空き家バンク登録完了書

駒ヶ根市空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

登録番号 : 第 号

登録内容 : 別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)のとおり

登録日 : 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

※ 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)による届出を行ってください。

年 月 日

(届出先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

住所

氏名 印

空き家バンク登録変更届出書

駒ヶ根市空き家バンク実施要綱第6条の規定により、登録内容の変更を届け出ます。

登録番号 : 第 号

変更後の内容 : 別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)のとおり

※ 登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

年 月 日

(届出先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

住 所

氏 名 印

空き家バンク登録抹消届出書

空き家バンクへの登録を取り消したいので、駒ヶ根市空き家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

登録番号 : 第 号

抹消理由 :

年 月 日

様

駒ヶ根市長 印

空き家バンク登録抹消通知書

駒ヶ根市空き家バンク実施要綱第7条の規定により、空き家バンク利用登録を抹消したので通知します。

登録番号 : 第 号

抹消理由 :

年 月 日

(申込先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

住所

氏名

印

空き家バンク利用申込書

駒ヶ根市空き家バンク実施要綱第8条の規定により、次のとおり申し込みます。
定住に際しては、自然環境、生活文化等に親しむとともに、自治会活動など地域活動に積極的に参加します。

希望物件番号 第 号

連絡先

電話番号 — — 携帯 — —

FAX番号 — — Eメール

居住(予定)者 ①氏名()続柄(本人)年齢()歳
②氏名()続柄()年齢()歳
③氏名()続柄()年齢()歳
④氏名()続柄()年齢()歳

- 注 (1) 市は、情報の紹介、必要な連絡調整等を行いますが、空き家の所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等についての媒介行為は行いません。
- (2) 〇〇が行う媒介については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条の規定に基づく報酬が必要となります。
- (3) 市は、媒介及び契約に関するトラブルには一切関与しません。
- (4) 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の趣旨に基づき、この申込みにより収集した個人情報は、本事業の目的以外のために利用しません。
-